

山口省蔵が訊く

## 金融業界の課題を読み解く

### 熱い!! 金融対談

#### 第1回 事業承継法の実務 (前編)

鈴木龍介 (ゲスト) × 山口省蔵 (聞き手)



#### 🌀 テーマと概要

本連載は、金融業界における課題をテーマに、「熱い金融マシオン協会」を主催する山口省蔵氏による識者との対談をお伝えするものである。

初回は、「事業承継法」入門(2020年8月・中央経済社)を上梓した司法書士・行政書士の鈴木龍介氏を招いて、「事業承継法」に関わる中小企業の支援実務について対談を行った。対談の内容は、前後編の2回に分けて紹介する。今回の前編は、会社法関係と民法相続関係を取り上げる。

#### ● 事業承継法とは多岐にわたる法の総称

山口 そもそも「事業承継法」という名前の法律はないわけですが、「事業承継法」とは何ですか? また、鈴木先生が『「事業承継法」入門』を書くことと思っ

たきっかけは何ですか?

鈴木 中小企業の喫緊の課題である事業承継に対応する際に、ベースとなる法律である民法、会社法、税法等を「事業承継法」と括ってみました。私が事業承継で関わる経営者や後継者の方々は、関連する法律の知識をあまりお持ちではありませんでした。そういった皆様に、基本的な部分をわかかってほしいと思つて書きました。また、事業承継をサポートする金融機関の方々にも、関連する法律の概要を整理して提示したいという思いもありました。加えて、大学で「事業承継法」の講義をしている関係から、大学生にも法律を学ぶ素材を提供できればとも思いました。

#### ● 会社法関係…巻物の定款がある?

山口 最初に、会社法に沿った手続きを行っていない中小企業が多い中で、「事業承継時にど

ういった問題が生じるか」について伺いたいです。私の親戚の会社経営者が事業承継を検討するとのことだったので、「会社としての機関決定の方法を確認するのに、定款をみる必要がある」と言ったら、「巻物みたいなものはある」と言っていました。最初に作った原始定款の巻物を紐解かず経営している中小企業は多いものでしょうか?

鈴木 昔の定款には、和紙に筆で書いて巻物のようになっているものもあります。中小企業の場合、巻物でも定款があればいいほうで、社長から「そもそも定款って何?」と言われることもあります(笑)。

山口 古い会社の場合、法務局や公証役場を含め、定款が残っていない先もあると思います。定款の内容がわからなくなってしまう会社は、これから誰かに会社を譲る場合、どうすればよいでしょうか?



●山口省藏：株式会社金融経営研究所  
代表取締役 所長

**鈴木** 仮に定款の内容がわからなくても、登記を確認して、登記されている内容に沿って定款を変更するという手はあるかと思えます。また、登記事項も見直してきますので、現状のニーズに合わせたかたちに定款を変更して、変更の登記をしてもよいわけです。定款は、株主総会で変更が可能ですので、株主が誰かさえわかれば、定款の問題は解決できます。

**山口** 株主名簿をきちっと作っていない中小企業も多いと思います。現オーナー社長以外にど

ういった株主がいるのかが正確にはわからないといったケースはありますか？

**鈴木** 株主が誰かがわからない場合と、誰かわかっている場合と、場所がわからない場合がありま

**山口** 鈴木先生は、株主探しを手伝ったりもするのですか？

**鈴木** 事業承継は、株式を引き継ぐということでもあります。株主が誰かがわからなければ、始まりません。また、M&Aを行う場合は、1株でも足らなければ破談になってしまいます。株主探しは、そういった意味でも、お手伝いのし甲斐があるところですよ。

**山口** まるで探偵の仕事のようですね(笑)。現在は株式会社を発起人1人で作ることが可能ですが、昔(1990年以前)は複数人(7人以上)が必要でしたよね。誰かに1株だけ持ってもらって、忘れたままになっていることもあるでしょうね。

**鈴木** 設立時の実質的な発起人は1人で、他の6人には、名義株主として、形式上、株式を1株ずつ持ってもらったことにするケースがありました。その場合は、すぐに、実質的な株主への株式の譲渡契約書も作っておくというのが一連の対応でした。それをやっておかないと、

名義株主が亡くなった時などに、株主であるという書類しか残っていないことになります。当時の経緯を知らない相続人は、自分が株主だと思ってしまう。

**山口** 株式の譲渡契約書の作成を行わなかったケースでは、形式上の株主を探しに行かねばならない？

**鈴木** そうです。そして、その方から「株主ではない」との念書を取る必要があります。場合によっては、買取代金相当のお金を支払うようなケースもあります。

**山口** 株券発行会社の場合、株券を誰が持っているかという問題のほかに、発行されていたかどうかさえわからないケースがあると思います。そうした場合は、どう対応するのですか？

**鈴木** 2005年に成立した現在の会社法では、原則、株券は



●鈴木龍介：司法書士法人鈴木事務所  
代表社員

不発行です。しかし、それ以前は、原則発行することになって

いました。ただ、その時代でも、中小企業の場合、株式を譲渡する機会は少なかったため、ほとんどの会社が株式を発行していませんでした。株式を発行しているかどうかが不明な場合は、株券を廃止にするという手続きを取ることもあります。

2005年より前の会社は、定款に株券の不発行を記載していない場合には、株券発行会社となるので、まず定款を変更し、株券廃止の公告等をして、登記をする、といった手続きになり

ます。

### ●会社法所定の手続きが必要な理由

**山口** こうした話の背景には、そもそも、中小企業では、オーナー経営者がほとんどの株式を保有するなか、株主総会自体もやっていない先が多いことがあ

**鈴木** M & Aのような第三者への事業承継では、会社法に沿った手続きをしていない会社は、問題がありということで、買収の対象から外されかねません。

**山口** 第三者への承継を考える場合であれば、会社法に沿って、株主総会等を開催し、議事録を作っておかねばならないわけですね。承継のどれくらい前から、そうした対応が必要になるのでしょうか？

**鈴木** 事業承継はいつか必ず生じます。気が付いたところで、法令に沿った手続きを行い、議事録等の書類を整備しておくべきです。

**山口** 事業承継時に、種類株式を活用する事例には、どのようなものがありますか？

**鈴木** 私が対応したケースでは、合併や解散等の重要な決議には拒否権を有する、いわゆる黄金株を設け、元のオーナーが

保有するといったスキームを行ったことがあります。この種類株式は、ずっと持ち続けるということではなく、後継者の経営がある程度見極める期間に限定して、その後は消却する、といったものです。

**山口** 種類株式の活用は、現経営者の考え方や希望によって、様々なものになりますね。

**鈴木** 会社ごとにオーダーメイドになります。クライアントには、どんな種類株があつて、どういった効果があるかの説明をしています。

**山口** 会社法関係で、ほかに注意すべきことはありますか？

**鈴木** 繰り返しになりますが、会社法で定められていること、すなわち、株主総会等をしつかりやって、議事録を作り、登記をする、ということが重要です。ちなみに、12年間登記をしていない株式会社は、休眠会社とし

て、法務局の職権で解散になっ  
てしまいます。

**山口** そうだとすると、中小企  
業の多くが解散になっている気  
がしますが。定款の存在も知ら  
ない経営者が登記をしていると  
は思えません。

**鈴木** 経営者の方々が無自覚の  
うちに対応している場合もある  
と思います。よくわからない書  
類だけれど、税理士や司法書士  
に言われて、判を押して渡した  
りとか。

**山口** ちなみに何の登記をしな  
ければいけないのですか？

**鈴木** 何らかの登記です。株式  
会社では、取締役の任期は最長  
10年になっています。

取締役は再任されても変更の  
登記が必要になります。少なく  
とも、10年に1度は登記が必要  
になるわけです。それに2年を  
プラスしてトータルで12年とな  
り、職権で解散になります。

●相続関係・事業を承継し  
ない親族へのケアも大事!

**山口** 次に、相続に関する問題  
を取り上げたいと思います。本  
来、経営者が存命のうちに、事  
業承継をすることが理想です  
が、経営者がなかなか決断をし  
ないうちに、亡くなってしまっ  
た場合、事業承継を意識した遺  
言がある場合とない場合では、  
天と地くらの違いになると思  
うのですが、いかがでしょうか？

**鈴木** 遺言がないと、本来後継  
者と目されていた人が相続人以  
外であった場合、事業を承継す  
るための株式の承継は、かなり  
難しくなります。また、後継者  
となるべき人が相続人の中にい  
たとしても、相続人が複数いて、  
遺言がなければ、残された会社  
の株式の相続について、相続人  
間の遺産分割協議で決めなけれ  
ばなりません。

相続人同士の仲が悪く、協議

がまとまらないと、事業承継に  
支障が生じます。

**山口** 高齢の経営者の方は、「今  
すぐに事業承継をしないのであ  
れば、せめて、遺言は作った方  
がいい」ということですね。相  
続と事業承継に関し、ほかに注  
意すべきことはありますか？

**鈴木** 遺言で、会社の後継者と  
決めた人、例えば3人兄弟の長  
男に株式を相続させると決めた  
場合、それが相続財産の大半を  
占めるとすると、「なぜお兄さ  
んばかりに」と言った話になり  
ます。

そうした場合、事業を承継し  
ない親族へのケアが必要になり  
ます。例えば、生命保険に入っ  
て、保険金の受取は他の兄弟に  
しておく、といったことを勧め  
たりします。

**山口** 確かに、会社の承継のこ  
とだけ考えてしまっただけではダメ  
で、家族関係を含めてアドバイ  
スが必要になりますね。事業承

継で配慮しなければならぬこ  
とは、思った以上に幅広いです  
ね。  
(次号に続く)

プロフィール  
(ゲスト)  
すずき・りゅうすけ ●2003年司法  
書士法人鈴木事務所を設立。司法書士  
法人鈴木事務所 代表社員。司法書士・  
行政書士。株主総会事務、M&A等事  
業再編、企業再生を中心とする企業法  
務やABLSキームによる動産・債権  
担保等の登記・法務手続に精通する。  
講演・執筆活動に積極的に取り組んで  
いる。  
(聞き手)  
やまぐち・しょうぞう ●1987年日  
本銀行入行後、金融機関の調査・モニ  
タリング部署を中心に担当し、金融高  
度化センター副センター長を経て、18  
年に株式会社金融経営研究所を設立。  
金融を通じた社会の発展を目的に「熱  
い金融マン協会」を運営。